

【答申の概要】 諮問第 160 号

「ショッピングセンターの 24 時間営業に関する届出書等の部分開示決定に対する異議申立て」

件名	ショッピングセンターの 24 時間営業に関する届出書等の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	「平成 13 年 10 月 23 日の ショッピングセンターに係る 24 時間営業に関する届出書（以下「変更届出書」という。）及び起案文書」（以下「本件公文書」という。）
非開示理由	条例第 7 条第 2 号（個人情報）
実施機関	静岡県知事（商業まちづくり室）
諮問期日	平成 20 年 8 月 19 日
主な論点	大規模小売店舗立地法により、4 か月間縦覧に供された変更届出書に記載された法人の「担当者の名字」は、条例第 7 条第 2 号アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するか。

審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件公文書の内容

(1) 変更届出書

変更届出書は、大規模小売店舗の設置者が、当該店舗において小売業を行う者の開店時刻、閉店時刻などを変更するために、大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により、実施機関へ提出したものであり、届出書に添付資料 - 1 及び添付資料 - 2 が添付されている。

(2) 起案文書

起案文書は、変更届出書を実施機関が受理し、当該届出者及び関係者に通知することについて、実施機関の職員が起案及び決裁した文書である。

本件公文書のうち、異議申立人が開示を求めている情報は、変更届出書の添付資料 - 2 「2 大規模小売店舗設置者の概要、(3)連絡先」に記載された、法人の担当者氏名であり、当審査会において、本件公文書を検分したところ、法人の「担当者の名字」が記載されている。

2 条例第 7 条第 2 号該当性について

実施機関は、法人の「担当者の名字」が条例第 7 条第 2 号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているため、以下検討する。

(1) 同号本文該当性の有無

同号本文は、「個人に関する情報（中略）で、特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。

「担当者の名字」は、特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

(2) 同号ただし書ア該当性の有無

同号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する情報は、非開示情報の例外として、開示しなければならない旨規定している。

変更届出書は、大規模小売店舗立地法第 6 条第 3 項で準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、平成 13 年 11 月 7 日から平成 14 年 3 月 6 日までの 4 か月間、静岡県商業まちづくり室において、公衆の縦覧に供されたものである。

変更届出書を 4 か月間縦覧に供する趣旨は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により、市町村、周辺住民等が、都道府県に対して、大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から、4 か月間意見を述べることができるとされており、その間、当該届出に係る情報を提供しておく必要があるからである。

変更届出書に記載された「担当者の名字」は、大規模小売店舗立地法の規定により、公衆の縦覧に供され、いったんは公にされたものであるが、本件開示請求の時点においては縦覧期間が既に経過しているため、現に何人でも閲覧できるという情報ではない上、大規模小売店舗立地法の縦覧の趣旨、期間等を考慮すれば、「担当者の名字」は縦覧によって、広く一般の人々に知られているとはいえず、また、容易に入手することができる情報であるということとはできない。

さらに、「担当者の名字」は、将来公にすることが予定されている情報とは認められず、また、公にする時期について具体的な計画がない場合であっても、その情報の性質から通例として公表される情報とも認められない。

したがって、「担当者の名字」は、同号ただし書アに該当しない。

(3) 同号ただし書イ該当性の有無

同号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する情報は、非開示情報の例外として、開示しなければならない旨規定している。

変更届出書に記載された「担当者の名字」は、人の生命等を保護するため、公にすることが必要な情報との事情は認められず、同号ただし書イに該当しない。

(4) 同号ただし書ウ該当性の有無

同号ただし書ウは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報は、非開示情報の例外として、開示しなければならない旨規定している。

変更届出書に記載された「担当者の名字」は、民間事業者の担当者であり、公務員等ではないため、同号ただし書ウに該当しないことは明らかである。

したがって、「担当者の名字」は、条例第7条第2号に該当し、非開示とすべきである。

3 条例第9条該当性について

異議申立人が、本件処分を取り消すべきとする条例の根拠は、必ずしも明らかではないが、公益上の理由による裁量的開示を求めている趣旨とも解されることから、条例第9条該当性について、以下検討する。

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(中略)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

異議申立人は、「県と(株)に損害賠償請求を出した。」と主張していることから、県及び(株)の責任を追及するために、本件公文書の開示請求を行ったと解されるが、実施機関は、(株)の「担当者の名字」を除くすべてを開示しているため、異議申立人の資料収集の意図は、おおむね満たされていると認めることができる。

また、本件開示請求に関して、「担当者の名字」を開示することに、当該情報を非開示とする利益を上回る公益上の必要性があるとの事情は認められない。

したがって、「担当者の名字」は、条例第9条に該当しない。

よって、審査会の結論のとおり判断する。